

平成30年12月21日

○条例

小田原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第55号

小田原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員定数条例（平成14年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「27人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小田原市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。